

## 不要になった家電は正しくリサイクル！

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）やその他の家電製品は、できるだけ長く使い、使い終わったら正しくリサイクルしましょう。不適切な処分をすると、深刻な環境汚染を引き起こすおそれがあります。次の方法でリサイクルしましょう。

- 1 新しい家電を購入するお店に引き渡す。
- 2 処分する家電を購入したお店に引き渡す。
- 3 お住まいの市町が案内する方法でリサイクルする（購入先がわからない場合）。

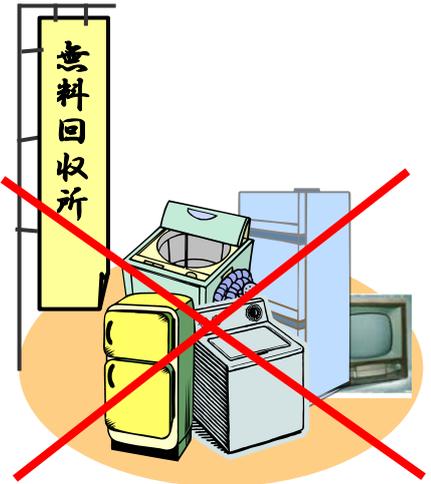
\*引き渡すときにリサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。この際、家電リサイクル券が発行されます。

### 不用品回収業者に家電を渡さないでください

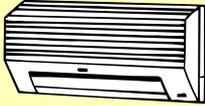
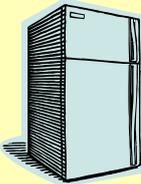
家電を処分するときは、**不用品回収業者に絶対に渡さない**でください。

不用品回収業者に回収された廃家電の多くは不適切に処理されており、国内外の環境汚染や健康被害につながるおそれがあります。

また、無料回収といいながら高額の料金を請求する業者もいます。



### 家電リサイクル法の対象家電は？

(家電4品目)			
エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
			

### 事業所で不要になった家電製品の排出方法は？

家電リサイクル法では、対象機器は「家庭用」で、「業務用」機器は対象外になります。ただし、家庭用の家電製品を業務用として使用していたものは対象になります。実際に対象になるかどうかは、型式や型番を御確認の上、各製造業者等にお問い合わせください。家電リサイクル法の対象外のものにつきましても、法律で定められた方法で適切に排出してください。

詳しくは環境省ホームページで御確認ください。

\* YouTube 環境省動画チャンネルのリンクにより動画での説明もご覧になれます

環境省 いらなくなった家電

検索

お問い合わせ：静岡県東部健康福祉センター 廃棄物課  
電話：055-920-2106